## 工事下請負契約約款

第1条 株式会社奥村組(以下「元請負人」という。)と下請負人は、元請負人と注文者との請負契 制行:請す身人を構成員とする共同企業体とは文者との請負契約を含む、以下「活動投入としている」との表 以下「清計事」と、)、を完成するため、注文書「北京書書記載の工事以下「本工事」という。「の語負契約 (以下「本天事」という。」ときたするため、注文書「北京書書記載の工事以下「本工事」という。「の語角契約 (以下「本契約」という。」ときたぎ一注文書書に定めるもののほか、この工事下請負契約約数以下「本約数」と いう。)に基づき、図面、仕様書その他の図書(以下これらを「設計図書」という。)及び元請負人が交付する見

いり、」に基づき、図問、工味者で心理の図書は、ドニはのど、以前図書していり、)及び元請責人が次付する見 構築件書、定め、全々対等文立場にたって、互いに協力、「信報と従い、誠実に履行とい、 2. 本契約の各条項に基づく承諾、通知、指示、催告、請求等は、原則として書面に切行う。 3. 元請負人は、下請負人に対し、建設業法その他工事の施工、安全衛生、労働者の使用等に関する法令 及びこれらの法合に込る監督官庁の行政指導に基づさと要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

下請負人は、本工事の施工にあたり、自己の下請負人(本工事が数次の再下請負契約によって施工され るときは、全ての再下請負人を含む。以下「再下請負人」という。)に前項の法令及び行政指導並びに元請負人

(**工事の施工)** 第2条 下請負人は、注文書、注文請書、設計図書及び見積条件書に特別の定めがない事 頁はすべて本約款に定めるところに従い、元請負人の指示のもとに誠実に工事を完成し、元請負人に引渡

設計図書は、元請負人が下請負人に貸与するものとし、下請負人は、これを善良な管理者の注意をもって 管理する。下請負人は、これを本工事の施工以外の目的で使用したり第三者(本工事の施工に関与する者を 除く、)に開示若しくは貸与してはならない。

請負人は、本工事を完成する等、設計図書が不用となったときは、凍やかに元請負人に返却す

(工事計画書及び工程表) 第3条 下請負人は、元請負人の請求があったときは、設計図書及び見積条件 書に基づく工事計画書及び工程表を作成し、本契約締結後速やかに元請負人に提出する。 (**関連工事との開整)** 第4条 元請負人は、元請工事を円滑に完成するため、本工事と施工上関連のある工

事(以下「関連工事」という。)との調整を図り、下請負人は元請負人の指示に従う。

2. 下請負人は、関連工事が施工者と緊密に連絡・協議を関う、ご用工事の円滑な完成に協力する。 (**特許権等の使用・秘密の保持**) 第3条 「請負人は、第三者の特許様その他の権利の募金となっている に法、工事材料、建築設備の機器、工事用機器を利用いて本工事を施工するときは、その使用に関する一切 の責を負う。但し、元請負人の指示によって使用したもので、第三者の権利の対象となっていることを知らなか

下請負人は、本契約の履行によって知り得た工法、その他の技術知識あるいは元請負人と共同して開発

した工法等について、元請負人の書面による事前の承諾を得ないで使用し、又は特許権等の知的財産権を申請しあるいは第三者をして申請させてはならない。 下請負人は、本契約の履行によって知り得た、元請負人及び注文者の営業上及び技術上の秘密並びに 個人情報を工事完成後であっても他に開示、漏洩してはならず、その被用者並びに再下請負人及びその被用

きについてもこれらの秘密を保持させる 下請負人は、前項の目的を達するため、元請負人から誓約書の提出、貸出台帳への記帳その他必要な 措置を求められた場合は速やかにこれに応じる。

が限乏やからない。毎日は近くが「-- こならしいる。 (**個人権の必要**) 第6条 元論負人は、本架約を履行するにあたり、建設業法、労働安全衛生法その他の 法令、条例・通差等に従い、施工管理、安全衛生管理及び労務管理等を行うために、下請負人から提供を受 けた下請負人の被用者についての個人情報(下請負人を通じて再下請負人から提供されたその被用者の個 人情報を含む。とかから目的の範囲内で使用し、かつ、かから目的の場合に扱って第三者に開示又は提供

下請負人は、前項の個人情報の使用目的及び第三者への提供があることを通知し、その同意を得た上 当該被用者に係る個人情報を元請負人に提供する。また、下請負人は再下請負人をして、同様の手続を 下請負人は、元請負人から個人情報を提供された場合、これを元請負人の事前の書面による承諾なく他

(安全・衛生の確保及び労働者災害補償等) 第7条 下請負人は本工事の施工にあたり事業者として工事

後事者の仮書の第三に万全を弾する。 2. 下請負人は、災害防止のため、元請負人の安全衛生管理の方針及び安全衛生管理計画・規定を遵守すると比に、目が乗基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

3. 下請負人は、その被用者又は再下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第 2項に定める使用者として補償引受の養食負う。 4. 労働者が実命補償保険(以下が実保険)という。)の取扱については、注文書・注文請書において定める。

元請負人の労災保険による場合において、元請負人が加入する労災保険の保険料を実質賃金をもとに いる場合は、下請負人は、本工事について下請負人の被用者及び再下請負人の被用者の出勤簿、 賃金台帳その他元請負人が指示する資料を元請負人に提出する。

下請負人は、労働災害の被災者への補償に備えて、元請負人が定める条件を満たした労災上積保険に 人する。但し、元請負人が予め加入の必要がないと認めた場合はこの限りではない。

(事業内容等の報告) 第8条 元請負人は、必要に応じて下請負人にその事業経営内容並びに調達資材及 支払状況、納税状況、社会保険の加入状況等について報告を求めることができ

(意見の職取) 第9条 元請負人は施工上の工程の細部、作業方法等を定めるにあたり、予め下請負人の意

(担保・保証) 第10条 元請負人又は下請負人は、本契約に基づく相手方の金銭債務の履行を確保する ためる要な保証人を立てること又は担保の機能を求めることができる。 2. 元請負人又は下請負人は、前項の保証人がその義務を果たせないこと又は前項の担保が不十分である ことが明らかどなったときは、相手に対してその変。又は担保の追加機能を求めることができる。

(権利義務の職務) 第11条 元請負人及び下請負人は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本

契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない 

(一括委任又は一括下前の禁止) 第12条 下請負人は、一括して本工事の全部又は一部を第三者に委任

又は請け負わせてはたらない。但し、公共工事及び共同住宅の新祭工事以外の工事で、かつ、子が元請負 を通じ、発注者の憲理 は、日本の選集を得た場合はこの限りでない。 保護本事の選集を引き、対策人は、大道等人に対して本工事に関し、建設業の許可業種及以許可 その他元請負人が指示する事項を元請負人所定様式の書面により、必要な書面を添付して、本契約締結

多速やかに通知する

2. 下請負人は、元請負人に対して、前項により通知した事項に変更があったときは、速やかに元請負人所定 様式の書面によりその旨を通知する

(再下請負人の関係事項の通知) 第14条 下請負人が本工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請負 ハアド朝兵へが関係する処理が、予は米、首朝兵ルキュギンに申込は、正が末子高と考比し入る前見かせた場合、下請負人は、元請負人に対して再下請負人と受験がその契約に係って行わると社その全での契約会合む。」に関し、聴渡東の許可業種及び等可需号その他元請負人が指示する事項を元請負人所定様式の書面により、再下請負人との契約書の写しを添けして連やかに通知する。2 下請負人は、元請負人は対して、前項により通知と事項に変更があったときは、連やかに元請負人所定

(工事所長) 第15条 元請負人は、工事現場に工事所長(以下「所長」という。)を置き、その氏名を下請負

人に通知する。 2. 所長は、元譜負人に代わって本約款の他の条項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 工事現場の運営、施工、安全についての指示、監督

(2)本工事の施工に関する協議

(3)その他丁事現場の管理に関するすべての事項

3. 所長は本約款に基づく検査・立会等のため現場監督員を置くときはその氏名及び権限を下請負人に通知

7 個場代理人及び主任技術者) 第16条 下諸負人は、工事現場に現場代理人を置くことができる。 2. 現場代理人は、本契約の履行に関し、下諸負人に代わって工事現場に常託し、その運営の取締りを行う はか、本契約に基づく下諸負人の一切の権限(諸負代金額の変更、工期の変更、諸負代金の諸求及び受害) 工事関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係わるものを除く。)を行使し 、その責を負う。但し、現場代 理人は、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止等工事現場の運営に関する重要な事項については、所長の

元請負人は、前項にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常

4. 下請負人は、施工技術上の管理をつかさどる主任技術者を工事現場に置く。

5、現場に関人主任技術者とは、これを兼ねるとかできる。 (工事限等に関する種産酵水) 第17条 元請負人は、下請負人の現場代理人、主任技術者、その他下 請負人が本工事の施工上使用している被用者、再下請負人等で、本工事の施工工程を提べいて著しく不 適当と認められるものかあるときは、下請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとること

下請負人は、所長又は現場監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認めたときは、元請負人に対 その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。 元請負人又は下請負人は、前二項による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その

(工事材料等及び工事用機器) 第18条 下請負人は、所長の検査に合格した工事材料又は建築設備の機器を使用する。所長は、工事用機器について適当でないと認めたものがあるときは、下請負人に対して、その

下請負人は、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は工事用機器を工事現場外に持出す

第1項による不合格工事材料、建築設備の機器又は適当でないと認めた工事用機器は、所長の指図によ

4. 工事材料又は建築設備の機器のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、所長の

日からよう。 - 第1項の検査に必要な費用は、別に定める場合を除き、下請負人の負担とする。 **(所長の立会及び工事記録の整備)** 第19条 下請負人は、調合を要する工事材料、地中又は水中の工事 等施工後外面から明視することのできない工事その他元請負人が必要と認めたものについては、所長の立会を受けて調合若しくは施工する。

、 しは、設計図書又は見稽条件書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定さ れた工事材料の調合、加工又は工事の施工をするときは、その記録を整備し、所長の要求があった場合は、遅

(支給材料及び貸与品) 第20条 元請負人の支給材料又は貸与品は、予め検査又は試験に合格したもの とする。下請負人は、支給材料又は貸与品の品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、直ちにその旨を元請負人に通知する。

支給材料又は貸与品の受渡時期は、注文書・注文請書の定めによるものとし、その受渡場所は原則として 丁事現場とする。

 下請負人は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用又は保管し、下請負人 の放意又は過失によって支給材料又は貸与品が減失者にくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、元請 負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。

下請負人は、支給材料(有償支給材料を除く。)が不用となったとき又は貸与品が使用済となったときは

(股計图書等に不適合の場合の改造義務) 第21条 下請負人は、本工事の施工が設計図書あるいは元請 負人の指示に適合しない場合において、所長がその修補又は改造を請求したときには、これに従う。但し、そ の不適合が所長の指示による等元請後、の責に帰って参事由によるときは、その修繕の工政治に要する費用 は元請負人の負担とし、必要があると認めなれるときは、元請負人と下請負人とが協議して工期を変更する。

(条件変更等) 第22条 下請負人は、本工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき 旨を所長に通知し、その確認を求める。 (1) 設計図書と丁事現場の状態が一致しないこと

(2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏が

(3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約条件等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条 件が実際と相違すること (4)設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行 下請負人に対してとろべき措置を指示する

認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人と下請負人とが協議して定める。

(着しく短い工期の禁止) 第23条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施 要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

(工事の変更、中止等) 第24条 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し 工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更する。

でいる。 「一部人の選択による工場の企会」 第25条 一部人は、一部人は、日本人は・田県で変化を大き、上ができれい理由その他の正当な理由により、工場内に本工事を完成することができないと言は、元請負人に対して理能べた。 の理由を引めたした書面をもって工場の延長を求めることができる。の場合によりごを長日数は、元請負 人と下請負人とが協議して定める

前項により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議し

(**履行遅滞の場合の工期の延長)** 第26条 下請負人の責に帰すべき事由により工期内に本工事を完成す ない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、工期

(元騎負人の請求による工期の変更等) 第27条 元請負人は、工期を変更する必要があるときは、下請負 人に対して書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2. 本約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、元請負人と 下請負人とが協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる

前二項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第28条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代 金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代

第29条 下請負人は、災害防止等のため必要と認められるときは、元請負人に協力して臨機の指置をとな。但し、緊急止むを得す下請負人が自己の判断はより災害的止等のため必要と認められる措置を 議にと場合、下請負人は妻やかに措置の内容、方法等についてご請負人に報告する。

下請負人が前項により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請 2 「前級人が明光の場合で有点をことを指する。 、この指面とよりに異かった。 1 前級人が明 身代金額の動画内において負担することが適当でないと認められる部分については、元額負人が上移負 する。 5 の場合における元額負人の負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。 (一般的書き) 第 50条 本工事の完成引援前に、本工事の目的物又は工事材料、建築設備の機器及び工 事用機器とついて生じた損害その他本工事の施工に関して生じた損害体約款において別に定める債害を除

)は、下請負人の負担とする。但し、その損害のうち元請負人の責に帰すべき事由により生じたものについ

(**第三者に及ぼした楊書)** 第31条 下語負人は、下語負人又は再下語負人が本丁事の施丁に関して第三 者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を 負担する。但し、その損害のうち、元請負人の責に帰すべき事由により生じたもの及び本工事の施工に伴い通 常識けることのできない事象により生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合その他本工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、元請負人と下

(天災その他不可抗力による撮響) 第32条 天災その他不可抗力によって、所長の確認した本工事の出 部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料、建築設備の機器又は工事用機器に損害を生じたと

本約款は当社ホームページに掲載しています。(https://www.okumuragumi.co.jp/partner/format/)

きは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担するものとし、 その負担額については取片付に要する費用とともに、元請負人と下請負人とが協議して定める。 **(完成検査及び引渡し)** 第33条 下請負人は、本工事を完成したときは、元請負人に通知するものとし、元 下請負人の立今のもとに渥滞かく完成確認の給査を行う

2. 前項の検査に合格しないときは、下請負人は、速やかにこれを修補して元請負人の検査を受ける。

前二項の検査によって本工事の完成が確認された場合は、下請負人は本工事の目的物を直ちに元請負

下請負人は、本工事の目的物の引渡しにあたり、元請負人の指示に従い速やかに残材の処置、後片付

(完成前使用) 第34条 元請負人は、本工事の完成前においても下請負人の工事の目的物の全部又は一 部を使用することができる。但し、下請負人は、必要があるときは、元請負人の同意を得て、その使用中止を求

 前項の場合において、元請負人は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によ って下請負人に損害を及ぼしたときは、これを補償する。この場合における補償額は元請負人と下請負人とが

(**請負代金の支払方法及び時期**) 第35条 本工事の請負代金の支払方法及び時期は注文書・注文請書に

定めるところによる。Detう。但し、本工事の請負代金債務は取立債務とする。 2. 元請負人又は丁請負人は、止むを得ふり場合には、定支害・法文請書の定めにかかわらず、相手方の同 意を得て請負代金の支払方法及は支払場所の変更を求めることができる。

前項の場合において、元請負人又は下請負人は、相手方の被った損害の負担について協議して定める。 (前払金) 第36条 下請負人は、注文書・注文請書の定めるところにより元請負人に対して請負代金につい

下請負人は、受領した前払金を本工事の施工に直接必要な費用以外に使用してはならない (部分払) 第37条 下請負人は、別段の定めのある場合を除き、所長の検査に合格した工事の出来形部分及び工事現場に搬入した検査済の工事材料及び建築設備の機器に相応する請負代金相当額の9/10以内

の額について、注文書・注文請書の定めるところにより部分払を請求することができる。 2. 元請負人は、前項による請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより部分払を行っ。 3. 前払金の支払を受けている場合においては、第1項の請求額は、次式によって算出する。

請求額=第1項の請負代金相当額×(9 - 前払金額)

第2項により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項によ る請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

(引渡し時の支払) 第38条 下請負人は、第33条第1項又は第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時 に請負代金の支払を請求することができる。 2. 元請負人は、前項による請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより請負代金を支払う

(賃金等の立替払) 第39条 下請負人又は再下請負人等が、本工事の施工に関し、賃金、請負代金等の を遅延し元請負人が下請負人に対してその支払を催告してもなお支払わないときは、元請負人は、下請 負人の被用者又は再下請負人等からの書面による申し出によりこれを立替払することができる。但し、原則とし て事前に下請負人から事情を聴取する

下請負人又は再下請負人等が賃金、請負代金等の支払を怠るおそれがあると判断できるとき、又は支払 不能の状態となり着しくは支払を停止したときは、元請負人は、下請負人の被用者又は再下請負人等からの書面による申し出により、これを立替払することができる。但し、原則として事前に下請負人から事情を聴取する。 3. 元請負人は、前二項による立替払をしたときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができ

(相報) 第40条 元請負人が下請負人に対し、立替金、損害賠償金その他本契約に基づき金銭債権を有 する場合は、元請負人は、当該元請負人の金銭債権と請負代金その他本契約に基づく元請負人の下請負人 に対する金銭債務とを当該債権の支払期日が到来すると否とにかかわらずいつでも対当額にて相殺すること

(下請負人の工事中止権) 第41条 下請負人は、元請負人が前払金又は部分払金の支払を遅延し、 てその支払を求めたにもかかわらず支払がなされないときは、本工事の全部又は一部を中止す

元がている。 元譜負人は、前項の場合において下請負人が本工事の続行に備え工事現場を維持し又は被用者、工事 用機器等を保持するための費用その他、本工事の中止に伴う損害を補償する。この場合の補償額は元請負人 下請負人とが協議して定める

(**復称・連合条任**) 第42条 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類、品質スは数量に関して契約の 境容・適合しないもの以下契約不適合といい、元請契約に2020年4月1日改正前の民法(以下1日民法) という。」が適用される場合は「かしと膝を膝える。)であるとさは、下請負人に対し、目的物の修繕、代替物の 引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。但し、その履行の追完に過分の費用 を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができない。

2. 前項の場合において、民法第562条第1項但書の規定は適用しない。 3. 前項の場合において、武請負人が相当の期間を定めて履行の追手の催告をし、その期間内に履行の追 完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。但し、次の各 号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

)履行の追完が不能であるとき (2) 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき (4)前三号に掲げる場合のほか、元請負人が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないこと

(元**請負人の任意解除権)** 第43条 元請負人は、本工事が完成しない間は、次条第1項及び第45条に規

(元前人の甘本所権型) 新43年、江前共八は、本上事が元成しばい間は、久栄和1項及び新43年に戻 定さな場合のはか必要があるとは、本製技を解除した場合において、これにおり下請負人に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償する。の場合における損害額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。 (元前負人の整合による解准制) 第44条、元請負人は、下請負人とが協議して定める。 の期間を定めてその履行を協告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がないのに工事に着手すべき時期が過ぎても本工事に着手しないとき

(2)その責に帰すべき事由により、工期内又は工期経過後、相当期間内に本工事を完成する見込みがないと 明らかに認められるとき

(3) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき (3) 正ヨは独国は、別であれた。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき が重の場合において、民法第541条但書の規定は適用しない。

(元請負人の催告によらない解除権) 第45条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、

下請負人が、第11条第1項に違反して請負代金債権を譲渡したとき

本契約の目的物を完成することができないことが明らかであるとき (3)引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、本契約の目的を達することができないものであるとき

(4) 下請負人が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき (5)施工技術、労務管理、安全衛生管理等が拙劣不良で元請負人に重大な迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼす おそれがある上認められるとき

(6) 手形若しくは小切手の不渡り等支払を停止し、又は支払不能の状態に陥ったとき

(7) 諸負代金につき、差押え、仮差押え、保全差押え又は滞納処分による差押えを受けたとき (1)前頭(蛇)とか、近がた、吹空がな、球上部に入りは香町やガーといと呼べるマガルと (8)本工事に関する工事材料、建設制画・機器、 は工事用機器につき、変称や、保全が介、保全が平く又は溶解地分による差別を受けたとき (9)敞産手税開始、民事任手を採開始、全托更手を開始、特定関係その他とれば到する関連手級の中立

(10)建設業の許可が効力を失い、あるいは取消され、若しくは営業の全部又は一部の停止処分を受けたとき (11)下請負人又は再下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれかに該

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、 総会屋その他反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき b. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

反社会的勢力を利用していると認められるとき

反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

反社会的勢力と社会的に手機を持つくき関係を有しているとき 自ら又は第三者を利用して、元請負人又は元請負人の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言

(12)下請負人が正当な理由なく第47条第1項に違反し、又は同条第2項の表明が不正確であったことが判明

(13)第48条又は第49条によらないで契約の解除を申し出たとき

(14)下諸負人又は再下諸負人が適正な社会保険に加入していないことが判明したとき (15)下諸負人又は再下諸負人が社会保険の加入について虚偽の報告をしていたことが判明したとき、又は元 請負人が期限を定めて社会保険の加入の事実を確認できる書類の提出を求めたにもかかわらず、これに応じ

(16)前各号に掲げる場合のほか、本約款の規定に違反し、その違反により本契約の目的を達することができ

(元暦負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第46条 前二条各号に定める事由が元請負 人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前二条による契約の解除をすることができない。 下請負人の通報、表明等) 第47条 下請負人は、自己又は再下請負人が反社会的勢力による不当要求 又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再下請負人をして 断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人

の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。 2. 下請負人は、自己又は再下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が、第45条 第11号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、再下請負人

(下職負人の催告による保険権) 第48条 下請負人は、元請負人が本契約に違反したときは、相当の期間 を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。但し、その 期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この

(下請負人の催告によらない解除権) 第49条 下請負人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに本契

(1)第24条により工事内容を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき

(2)第41条第1項による工事の施工の中止期間が6か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき (3)元譜負人が譜負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

(4) 元請負人及び元請負人の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が、第45条第11号のいずれか(fの

元譜負人又は元譜負人の関係者」を「下譜負人又は再下譜負人」に読み替える。)に該当することが判明したとき **「下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)** 第50条 第48条(下譜負人の催告による解 除権)及び前条(下請負人の催告によらない解除権)各号に定める事由が下請負人の責めに帰すべき事由に よるものであるときは、下請負人は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置) 第51条 元請負人は、工事の完成前に契約が解除されたときは、本工事の出来形部 検査済の工事材料及び建築設備の機器の引渡しを受ける。但し、その出来形部分が設計図書に適合しな

って、マッカルととえいなくことでいる。 一元譜負人は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分、工事材料及び建築設備の

機器に相応する請負代金相当額から立替払金を控除した残額を下請負人に支払う。 3. 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額(部分払をしているときは、その部分払に おいて償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分、工事材料及び建築設備の機器に相応する 請負代金相当額から控除する。

4. 前項の場合において、下請負人は受領者の前払金額こなお余剰があるときは、その余剰額こ前払金の支払の目 から返還の日までの日数に応じ、民法の法定利率の割合で計算した額の利息を付して元請負人に返還する。 5. 元請負人は第45条により本契約を解除した場合において、下請負人に損害が生じても、これを賠償ないし補償することは要せず、また、かが場所により元請負人は関告が生じたときは、下請負人はその損害を賠償するものと考し、の場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが議して必める。

本契約を解除したときは、元請負人と下請負人とが協議して、当事者に属する物件について期間を定めて

の引取り、後片付等の処置を行う。 前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由がなく行われないときは、相手方は、代わってこれ 下い、その実用を請求することができる。 (元**請負人の損害賠償請求等)** 第52条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当する場合は、これ

によって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、その債務の不履行が本契約及び取引上の社会通 念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき(第26条の規定により工期を変更したときを含む。)

(2)第42条第1項に規定する契約不適合があるとき 3)第44条又は第45条により、本契約が解除されたとき

(4)下請負人又は再下請負人が適正な社会保険に加入していないことが判明したとき、又は元請負人が期限を定めて社会保険の加入の事実を確認できる書類の提出を求めたにもかかわらず、これに応じないとき (5)前四号に掲げる場合のほか、下請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能で

前項の場合において、賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。但し、同項第1号の場合にお いては損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額とつき、遅延目数に応じ、年14.6%の割合で計算した額とし、同項第4号の場合においては、元請負人が注文者から請求さ

(下酵負人の損害賠償請求等) 第53条 下請負人は、元請負人が次の各号の一に該当する場合は、これ によって生じた損害の賠償を請求することができる。 但し、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、適用しない。

(1)第48条及び第49条の規定により本契約が解除されたとき (2)前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき

元請負人の責に帰すべき申により、本物会になる請負代金の支払が遅れた場合においては、下請負人、未受額金額につき、遅延日数に応じ、民法の法定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払を元請負 人に請求することができる。但し、下請負人が特定建設業者又は資本金額が建設業法施行令第7条の2に定める金額以上の法人でない場合の遅延利息は年14.6%とする。

(契約不適合責任期間) 第54条 第42条による契約不適合に係る履行の追完の請求、損害賠償の請求 七金の減額の請求又は契約の解除をすることができる期間は、本工事の元請契約における契約不適合責任

2. 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない

2. 民公界637米第1987度には、実界が適日責任が利用にかっては適用しなが。 3. 引き渡されて事事目動物の契約不適合か支給材料の性質又は消費負入者しくは整督負の指図により生 じたものであるときは、元請負入は当該契約不適合を理由して、請求等をすることができない。但し、下請 負人がその材料又は指図の不適合であることを加ながら、れた通知しなかったときは、この限かでない。 (⑥争の解決) 第55条 本等域の各条項において元請負人と「請負人とが協議して定めるものにつき協議

整わない場合その他本契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、建設業法による

が金が水がある。2000年を持た時にした時代といまれたい間に助することに参与された。 建設工器的争審査会以下「審査会」という。10参数では調酔に以助等の解決を図る。 2. 元請負入及び下請負人は、その一方又は双方が前項の参能又は調学により紛争を解決する見込みがないと思かたとれ、前項にかかわらず、仲裁台監書に基づき、審査会の仲裁に付すととかできる。 (優別情) 第56条 第23条の規定は、元請契約に旧氏法が適用される場合は、本契約について適用せ

【補則】 第57条 元請負人と下請負人との間において、工事請負基本契約書を締結している場合、本約款

の規定と工事請負基本契約書の規定とに矛盾、齟齬、相違があるときは、本約款の規定が優先する。 の規定と工事請負基本契約書の規定とに矛盾、齟齬、相違があるときは、本約款の規定が優先する。 2. 本契約及び本約款についての疑義及びこれらに定めのない事項については元請負人と下請負人との間 の取引慣行に従い、双方誠意をもって協議し定める。

(様式:全1800-16-05/25.01)